

長浜市告示第24号

令和6年度長浜市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和6年長浜市告示第219号）は、廃止する。

令和8年1月29日

長浜市長 浅見 宣義

附 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の令和6年度長浜市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による調整給付金の支給を受けている者については、旧要綱第12条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。